

規則

埼玉県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第一号

埼玉県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成審議会規則（平成十七年埼玉県規則第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

第三条の見出し及び同条第一項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条に次の一項を加える。

4 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第二項中「委員」を「委員等」に改め、同条を第十条とする。

第八条ただし書中「委員」を「委員等」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第二項中「は、委員のうちから」を「、臨時委員及び専門調査員は、」に改め、同条第三項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条第五項中「属する委員」の下に「及び臨時委員」を加え、「指名する委員」を「指名する者」に改め、同条第六項中「、次条、第八条及び第九条」を「及び次条から第十条まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第四項中「委員」とあるのは、「委員等」と読み替えるものとする。

第六条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加え、同条を第七条とする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 部長は、前項の規定により部会が議決をしたときは、速やかにその旨を会長に報告するものとする。

第五条第二項中「委員」の下に「及び当該議事に関する臨時委員（以下「委

員等」という。)」を加え、同条第三項中「委員」を「委員等」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(専門調査員)

第四条 専門調査員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 専門調査員の任期は、当該専門の事項を調査する期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。